

令和3年9月7日

厚沢部町議会議長 鈴木祥司様

産業厚生常任委員長 浜塚久好

産業厚生常任委員会第1回所管事務調査報告

当委員会が行った所管事務調査事項について、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 令和3年 7月5日（項目1～4）、7月15日（項目5）
- 2 調査項目
 - 1) 子ども発達支援センターの運営状況について
 - 2) 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種状況について
 - 3) 地力増進対策事業について
 - 4) 農に生きる創生事業について
 - 5) 道の駅あっさぶの整備について（総務文教常任委員会との合同調査）
- 3 調査委員
委員長 浜塚久好
副委員長 香川直樹
委員 山崎孝
委員 佐々木宏

4. 調査結果

1) 発達支援センターの運営状況について

発達支援センターは、発達障害のある子どもだけでなく、発達の偏りがある子どもに対し、遊びながら得意を伸ばして不得意を徐々に克服し、困り事を軽減することを目的とした施設であり、認定こども園に併設されている。認定こども園全体の通所人数が、今後の少子化の影響により減少していく一方で、発達支援センターの通所人数は、保護者同士の情報共有や保育士からの紹介等により増加傾向が続く見込みである。しかし、職員体制は、専任・兼任それぞれ1名の2名体制となっており、通所人数に対し十分ではないと感じられる。また、他の業務等により不在となる場合は、認定こども園から主任保育教諭が臨時で療育へ従事することになるが、昨年度から保育教諭が不足している状況において、更なる職員への負担となっている。療育専門の保育教諭を確保することが理想であるが、最低限でも認定こども園の保育教諭を増員することが喫緊の課題である。しかし、これまでも保育教諭を募集しても応募が無い状況が続いており、その要因としては、近隣の市町と比較すると給料や職員住宅等の待遇面において劣っていることが考えられる。出生数等の減少により今後は、園児の減少傾向が続くと考えられるが、卒園後も通所できる町内唯一の療育の場であるだけでなく、保護者の大きな支えとなっていることから適切な療育体制は維持されなくてはならない。今後は、認定こども園全体とともに職員の待遇を見直しと早急な職員体制の整備が必要と考える。

2) 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種状況について

コロナウイルスワクチン接種は、開始された5月当初では、予約電話が繋がらない等の問題があったが、その後順調に接種が進められ、調査日時点では65歳以上の約90%、全体で約55%の接種率となっており、9月上旬には希望者全ての接種が完了する見込みとなっている。また、予約についても電話だけでなくインターネットも可能となることから更に円滑な接種が期待される。

コロナウイルスワクチン接種は、1人当たり2回接種することとなっているが、今後の状況により再度ワクチン接種が必要となることも想定されるが、その際は、今回の事例を十分に考察し、また、他の自治体の事例を参照し、協議した上で確実な接種体制が整備されることを望む。

3) 地力増進対策事業について

地力増進対策事業は、町内農業者が安全で高品質な農産物を生産するために、農地の地力増進を目的として堆肥購入費を助成するものである。

堆肥は、土壌団粒構造の形成を促進し、通気性・透水性・養分の保持性等を改善させ、土壌の生産機能を維持・向上させるほか、生物の育成に役立つ微生物を増やし、病害虫菌の増加を抑制する効果がある。また、有機質肥料としての成分を持つことから化学肥料と比較して即効性はないが、将来を見据えた土づくりと

して考えると有効的である。

しかし、堆肥を投入するには購入費のほか、散布料が経費としてかかり、大きな負担となることから堆肥を敬遠している農家も多くある。農業の基本は土づくりであることから、より多くの農家が堆肥を投入できるよう購入だけでなく、散布についても同様に助成を検討する必要があると考える。

また、堆肥導入を推奨する一方で、過大な堆肥投入は、土壌性分を偏らせる恐れがあることから、併せて土壌分析を行うことを積極的に周知するべきである。

4) 農に生きる創生事業について

農に生きる創生事業は、農業の先進的技術の導入や新規就農対策、農産物のブランド化推進に重点的に取り組む事業である。中でも新規就農対策は、厚沢部町農業において最も重要な課題であり、これまで新規就農者募集イベントへの出展等により様々な対策を講じてきたが、着実な新規就農者確保には至っていない。より多くの新規就農者を確保するためには、現行の研修中・就農後の金銭的な支援だけでなく、就農時の資金及び施設整備の支援の面において、就農志望者が必ず就農できる体制を目標として、他町よりももう一步踏み込んだ施策の検討を願いたい。今後は、更なる町単独の支援の拡充について、協議が求められる。

地域ブランドの確立については、これまで「あっさぶメイクイン」の地域団体商標登録に向けて取り組んできたが、確実な進展が見られなかった。しかし、本事業により弁理士と登録手続き支援業務契約を締結しており、令和3年度中の登録が大いに期待される場所である。

本事業は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における移住促進、関係人口拡大及び経済の好循環の実現を目的としており、施策として非常に重要な位置づけにある。また、事業内容も広範囲にわたっていることから、農協や、各生産組合等の「農に生きる推進協議会」を構成する各関係機関と連携を密にとり、一体となって取り組まれることを望む。

5) 道の駅あっさぶの整備について（総務文教常任委員会との合同調査）

当町道の駅で8月10日より新たに供用が開始された24時間トイレと産業会館の中間地点、旧さわやかトイレ解体後の跡地に建設予定である新商業施設の整備計画スケジュールと施設概要、管理の方向性について資料説明を受けた。

新施設は、テナントスペース、フードコートエリア、歴史文化情報発信スペースを組み込んだ、道の駅の憩いの場として、更には町の歴史文化を町内外の方々に発信することを目的とした建物である。

面積は、敷地内既設の農業用水設備を避けた約600平方メートル強200坪程で、1階建て施設を令和3年度末までに完成する予定である。

管理は、テナントを含めた当該施設の運営・維持管理と24時間トイレの清掃等2施設を指定管理方式で公募により事業者を選定し、令和4年度からの運営開始を目指すとのことである。

指定管理者の選定については、町内からの希望事業者を優先し選定を予定し

ているところであるが、施設の規模・業務内容等を考慮すると現状では難しい状況が考えられる。

また、当該施設は新設の施設であることから、現状において指定管理料算出にかかる経費がまだ不確定なこともあり、本来町が直営で行うべき歴史文化情報発信施設の運営・維持管理経費、及び24時間トイレ管理経費とそれに係る人件費に相当する指定管理料について、町が負担すべき経費として発生すると考えられる。

運営についてはテナントの内容も含め、地元住民や道の駅の利用客が魅力を感じ継続しての利用が図られ、既存の産業会館運営と合わせ更なる誘客が進む施設となる事を望むものである。

それに伴う、指定管理料は相応な額となることが想定されることから業者の選定に当たっては、評価・選定過程の透明性・公平性を確保した上で慎重に進められなければならない。

今後は、将来的な道の駅周辺の道の駅公園やレクの森等の既存施設との連携した整備も視野に入れた中で、利用者にとって魅力があり、他の道の駅と差別化が図られた、地域にとって未来の地方創生へとつながる地産地消商業施設として整備されることを望む。